

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業  
Q & A集

令和3年5月13日  
公益財団法人北海道環境財団

A.補助事業の申請及び要件に関すること

	質問	回答
1	コンテナハウスを製造しているメーカーや販売施工店が、地方公共団体と共同で事業を実施する場合、メーカー（販売施工店）が代表申請者として申請することはできますか。	ハウスの最終的な所有者となる方が代表責任者として、その責任のもと申請してください。地方公共団体が所有者となる場合は地方公共団体が代表申請者となります。ただしメーカーや販売施工店が共同申請者として、申請書類の作成等において協力することは問題ありません。
2	1市町村が行政区域内の異なる場所（〇〇公園、△△公園、□□体育館など）でハウスを導入する場合、それぞれに申請が必要でしょうか。	まとめて申請できます。ただし申請書類に、それぞれの実施場所（住所）がわかるように記載してください。
3	1事業者で異なる市町村区域内で事業を実施する場合、どのように申請すればよいですか。	事業を実施する場所が同一市町村内でない場合は、市町村ごとに申請していただく必要があります。
4	申請できる事業者についての質問です。特定非営利活動法人は対象となりますか。	個別に確認が必要になります。事前に財団にご相談ください。
5	個人事業主や屋号で商売をしている事業者も申請は可能でしょうか。	個人事業主であれば申請可能です。
6	コンサルタント会社による手続き代行申請は可能でしょうか。	本事業は、手続き代行申請を認めておりません。
7	平常時の用途において利益を確保する場合も申請できますか。	申請できます。非常時において即座に移動等の対応が可能であることを前提として、平常時の用途については制限を設けておりません。
8	申請をしてから採択までどれくらいかかりますか。	公募期間の締め切り後に書類審査を行い、予算の範囲内で採択します。締め切り後おおむね1カ月を想定していますが、申請状況によって期間が延びることがありますのでご承知おきください。
9	他の補助金と併用は可能ですか。	本補助金以外の国の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）との併用はできません。 なお、地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当財団）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。
10	自立型可動式ハウスは、公募要領P.3に記載がある寸法（1AAA、1AA、1CC）しか対象とならないのでしょうか。記載されている寸法以下なら対象となり得るのでしょうか。	公募要領P.3に記載があるJIS規格（1AAA、1AA、1CC）の寸法や総質量の要件を満たすもののみが対象となります。
11	JIS規格1AAA（1AA、1CCも同様）サイズの同じハウスを積み上げて、複数階層の施設を導入する場合も対象となりますか。	対象となりません。本事業の対象は1階建てのみとなっております。

## A.補助事業の申請及び要件に関すること

	質問	回答
12	JIS規格の1 AAA（1 AA、1 CC）サイズの構造体3つを連結し、中に広い空間を有した1つの建築物を導入する場合も対象となりますか。また対象となる場合、交付額の上限はどうなりますか。	構造体のすべてが非常時に応急施設や避難所として活用される事業であれば対象になります。本事業ではJIS規格のサイズの要件を満たす構造体1つを「1ハウス」とみなし、1ハウスごとに交付額の上限（500万円）を適用しています。たとえば1 AAA（1 AA、1 CC）3つを連結した建築物の場合、上限は1,500万円となります。 ただし、連結して1つの用途に用いる場合でも、1ハウスにつきそれぞれ導入必須設備、導入任意設備等の要件を満たす必要があります。3つを連結した建築物の場合、3つのハウスを導入するものとしてそれぞれに要件を満たすようにしてください。
13	コンテナハウスを連結して使用する場合、連結数や連結方法に制限はありますか。	上下の連結は認められませんが、横の連結に制限はありません。
14	中古のコンテナを購入し、加工する場合も事業の対象となりますか。	対象となります。
15	ハウスが木造建築物の場合も対象となりますか。	対象となります。ただし、クレーンによる吊り上げ等、移動や移設を想定した構造としてください。
16	弊社はすでに自治体と防災協定を結んでいます。その場合も新たに協定を結ぶ必要はありますか。	防災協定等の内容に、非常時における自立型可動式ハウスの活用が含まれている場合は必要ありません。それ以外の場合は必要となります。
17	会社として自治体と防災協定を結んでいる全国ネットワークに属しています。申請にあたり、新たに地元の自治体との協定を結ぶ必要はありますか。	地方自治体との協定は平常時に設置する地方公共団体との協定を基本としますが、地元以外の自治体とすでに防災協定を締結、もしくは結ぶ予定である場合（この場合も令和4年度までに協定を結ぶことを要件とします）は、必ずしも地元の自治体と協定を結ぶ必要はありません。また、ハウスの設置については地元自治体と十分協議をするなど、事業の適法性を確認する必要があります。
18	太陽光発電設備の容量（パネルの枚数やkW）に要件はありますか。	パネルの枚数やkWについての要件はありません。導入する太陽光発電設備は、平常時の施設用途に見合った規模であると同時に、非常時に系統から接続することなく施設が機能できるような規模としていただく必要があります。
19	太陽光パネルの設置位置に制限はありますか。	施設の屋根または壁に設置していただきます。それ以外の制限は設けていませんが、発電効率を踏まえ、屋根の上の活用が妥当と考えています。ただし、平常時における豪雪地帯の雪対策という明確な理由があれば、屋根から勾配をつけた「軒」を取り付ける等の設置方法を認める場合があります。ただし、軒は着脱可能とし、軒を外した際の施設の寸法はJISZ1614に定めるものになるようにしてください。
20	「エネルギー自給化が可能となる再生可能エネルギー」とありますが、平常時に不足分を系統から補うことは可能ですか。	可能です。

## A.補助事業の申請及び要件に関すること

	質問	回答
21	太陽光発電システムの導入に際し、平常時の利用時に余った電力を売電してもいいですか。	発電規模が施設用途に見合った規模であることを前提に、自家消費を優先した上で余剰が出る場合は売電しても構いません。売電を目的とした事業ではありませんので、そのために設備過剰とならないよう留意してください。
22	「補助対象設備要件一覧」によると、蓄電池システムにおけるパワーコンディショナーは、太陽光発電システムと共用のハイブリッドパワーコンディショナー仕様に限定されるという理解でよろしいでしょうか。単機能型は太陽光発電システムの電気が一度分電盤を通るため、認められないということになりますか。	パワーコンディショナーが単機能（専用）型またはハイブリッド型であるかについては問いません。ただしいずれにしても、補助対象となる施設の要件「非常時には避難所、仮設宿泊施設、医療拠点等として使用できる」等を満たすものとして実装されるものでなければなりません。
23	平常時、非常時それぞれの用途で機能する上で、給湯やコジェネなどの導入任意設備は使う予定がありません。導入任意設備を含まない場合も申請できますか。	できません。導入任意設備のうち、少なくとも2つを導入していただく必要があります。
24	災害時、すぐにハウスを稼働させるため、水道の引き込みをせず、タンク式給水機を導入したいと考えます。本事業の給湯設備は水道の引き込みは前提なのですか。	前提ではありません。水道を引き込まない形であっても、平常時、非常時ともにハウスが利用可能（フェーズフリー）となっていれば問題ありません。
25	設備等の要件で「高効率個別エアコン（マルチエアコンも可）」の要件が「冷房効率区分（い）を満たす機種であること」となっています。マルチエアコンには冷房効率の区分がありませんが、どう判断すればよいですか。	マルチエアコンの場合、冷房効率区分（い）と同等のCOPの機器であれば、要件を満たすものとします。
26	空調機について、業務用の導入を検討しています。要件では家庭用のエアコンに関する基準となっていますが、業務用の場合は何を基準にすればよいですか。	業務用ルームエアコンの場合についても、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分（い）と同等の性能であれば補助対象となります。
27	空調機の室外機が、JIS規格のコンテナサイズからはみ出る可能性があります。その場合の扱いについて教えてください。	JIS規格に基づくサイズの要件は、ハウスの移動時に、筐体の安全基準を守るためのものです。本事業では、輸送時にJIS規格サイズとなることが要件となっています。移動時に取り外しができれば、平常時、筐体の外にエアコンの室外機等の付属物を設置しても問題ありません。
28	停電時等の非常時に使用する分電盤は、全負荷分電盤/特定負荷分電盤どちらの仕様とするか指定はありますか。	指定はありません。
29	LED照明について、導入必須でありながら補助対象外となる理由を教えてください。	LED照明については既に広く普及しておりますので、本事業では補助対象外としています。
30	要件に示されている「自治体との事前確認」は具体的などのような内容ですか。	ハウス設置予定の自治体と、設置のための手続きや適法性等について確認していただき、その内容を記録した議事録等を申請時にご提出ください。※「B.申請書類に関すること」のQ19もご確認ください。

## A.補助事業の申請及び要件に関すること

	質 問	回 答
31	JIS規格のサイズ等の要件を満たしたハウスを建築する場合、新たにJIS 規格の認証を取得する必要はありますか。	本事業では、ハウス自体のJIS認証取得については問いません。メーカー等から、当該JISの規定を満たす規格や仕様で製造されていることを確認できる資料（図面や仕様書等）を提出していただければ結構です。
32	JIS規格の外寸法と総重量の要件を満たせば、コンテナではなく「鋼製シャーシの上に木造の躯体を載せた仕様」でも対象になりますか。その場合、クレーンによるつり上げはできませんが、牽引車でシャーシと躯体を移動させることは可能な仕様です。	対象となります。 なお非常時のハウスの移動方法は問いませんが、JISZ1616による上部すみ金具の取り付けは要件となっておりますのでご注意ください。
33	ハウスを移動できる状態にするまで1週間以上かかる場合も補助対象となりますか	移動するまでにかかる時間的な要件はございませんが、申請する際に、かかる時間の目安とその理由を記載してください。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

Q & A集

令和3年5月13日  
公益財団法人北海道環境財団

B.申請書類に関すること

	質問	回答
1	自立型可動式ハウスの適法性を示す資料とはどのようなものですか。	建築物として設置する場合は建築確認申請を行い、「確認済証」(写)を提出してください。申請時に「確認済証」の提出が間に合わない場合は、建築確認申請を行ったことを証明する書類を提出し、発行され次第提出をお願いします。なお事業完了時には「完了検査済証」(写)を提出していただきます。 車両として扱う場合は、車両として扱う(建築基準法の適用を受けない)根拠を示した上で、「自動車検査証」あるいは「基準緩和の認定」「特殊車両通行許可」の取得が必要となります(詳細は財団までお問い合わせください)。。。いずれも申請時には、その取得手続きの開始時期の見込みなどを記載してください。なお事業完了時にはすべてそろっている必要があります。それができない場合は補助金を交付することができませんのでご注意ください。 このほか、平常時の用途(飲食、宿泊等)に応じた許認可等もあります。加えて独自に規制条例を制定している自治体もあることから、建築物・車両いずれの場合も、平常時にハウスを設置する場所の自治体に事前に相談し、その結果を議事録等で示してください。 なおこうした適法性は、本補助金で取得したハウス等を廃棄するまで満たす必要があります。
2	平常時の用途として宿泊施設を検討しています。建築確認の「確認済証」は申請までに必要でしょうか。また、宿泊事業の許可も必要ですか。	申請時には、建築確認申請書類のご提示でも申請していただけます。宿泊事業の許可については、自治体での事前相談の議事録や協議記録等のご提示でも構いません。なお、いずれも事業が終了するまでに、建築確認と合わせて提出していただく必要があります。
3	地域防災計画や防災協定について、申請時に取り決める必要がありますか。また、調整相手となる市町村の担当課に条件はありますか。	申請時までに取り決めていなくても問題はありません。ハウスを設置する自治体と協議いただき、令和4年度中の見込みとして申請を検討してください。また調整する担当課は各自治体へお問い合わせください。
4	地域防災計画や防災協定について、「令和4年度中に位置づけられる見込みであること」をどのように示せばよいでしょうか。	地方公共団体との連携に向けた調整状況や協議内容などを示してください。
5	【様式第1】別紙1実施計画書の<再生可能エネルギー活用率>の算出に用いる「年間消費電力量」は、どのように算出すればよいでしょうか。	「年間消費電力量」は、平常時、補助対象の内外を問わず、ハウス全体で消費する電力量の見込みです。適切な方法で算出し、算出の考え方や根拠を示してください。なお実施計画書では、補助対象設備の年間消費電力量(自動計算)と、補助対象設備以外(LED照明等)の年間消費電力量を分けて記載する形となっておりますのでご注意ください。

## B.申請書類に関すること

	質問	回答
6	申請時のCO2の削減効果について、どのような考え方で算出しますか。	算出は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業者申請用>(平成29年2月環境省地球環境局)」において使用する「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」を使用して算出してください。この手順によらない場合は、考え方も含めて算出の根拠を示してください。
7	提出する「事業概要書」に枚数制限などはありますか。	枚数制限は特段設けていません。基本的には実施計画書に書ききれない内容や詳細を概要書でご説明いただきたいと思います。制限はありませんが1コンテンツ1～2枚程度でご検討いただけたらと思います。
8	【様式第1】別紙3 導入設備一覧において、CO2削減効果の算定根拠として添付する「補助事業申請者向けハード対策事業計算書ファイル」は、どれを使えばいいでしょうか。	太陽光発電設備については「B.再生可能エネルギー発電用」を、コジェネレーションについては「A.コジェネレーション/燃料電池用」を、その他の設備については「G.省エネ設備用」等を使用してください。
9	CO2の削減効果の算出に用いる「Gファイル」について、従前の設備がない中で、「導入前」との比較はどのように行えばよいですか？	Gファイルの「従来機器・システムの性能値」を参照いただき、それでもない場合は、現在流通している商品を適宜選択し、メーカーのカタログ、ホームページ等から参考値を入力してください。
10	蓄電システムの「蓄電容量」は、どの値を適用すればよいですか。	SIIが公表している製品登録一覧表に示された「蓄電容量」としてください(カタログ値や初期実効容量ではありません)。
11	【様式第1】別紙2 経費内訳の「金額の根拠資料」について、申請の時点で三者以上の見積合わせが必要ですか。	交付申請時点においては見積合わせは必要ではありません。しかし、交付決定後の業者選定時には、原則として競争入札又は三者以上の見積合わせが必要です。
12	見積書について、業者によっては見積書の書式が自由に変更できないため、公募要領の別表にあるような区分、費目、細分での見積書を取得できない場合があります。この場合、見積書と別に経費内訳書を事業者が作成して添付すればよいでしょうか。	見積書は業者の書式で構いませんが、その場合、見積書とは別に公募要領別表1・2の区分、費目、細分にそって整理した積算内訳等を作成して添付してください。
13	見積書について、業者から提出された内訳には「〇〇工事 一式 △△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記してもよいでしょうか。	見積書は経費内訳の根拠として提出していただくものです。申請に業者様から提出された一式計上の見積書を用いる場合は、経費内訳の根拠として単価の根拠を証明できる書類が必要です。材料費、労務費については単価×数量、単価×人工とするよう見積書の作成を依頼してください。ただし雑材料等は掛け率で一式計上して構いません。
14	代表事業者が市町村の場合、定款等の提出は必要ですか。	不要です。ただし、今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。
15	代表事業者が市町村の場合、申請時点で予算の裏付けは必要でしょうか。現在本事業は予算措置されておりません。申請期日までに議会の開催予定がなく、予算成立の見込みがありません。このような場合は、予算見込みの資料でも可能でしょうか。	当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。申請時に予算措置がされていない場合は、予算資料等ご検討内容がわかる資料で問題ありません。

## B.申請書類に関すること

	質 問	回 答
16	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明（奥書）が必要でしょうか。	定款、貸借対照表・損益計算書は写しで構いません。奥付は必要ありません。
17	貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいでしょうか。	問題ありません。ホームページで公開されている場合、該当ページの印刷でも可能です。
18	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
19	公募要領P16「交付申請提出書類」の「15自治体等との事前協議文書等、その他参考資料」「16非常時協定書等（申請時は案でも可）」について、具体的にどんな協議資料を提出すればよいのでしょうか。	平常時のハウスの用途や非常時の自治体との協力体制について、自治体の担当窓口で相談を行った際の議事録等がかまいません。議事録について、特に様式等の指定はありません。
20	提出する「非常時対応についての誓約書」に期限はありますか。	本事業ではハウスの耐用年数を7年と設定しており、「非常時対応についての誓約書」もその間有効となります。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

Q & A集

令和3年5月13日  
 公益財団法人北海道環境財団

**C.補助対象経費に関すること**

	質 問	回 答
1	要件を満たせば、1ハウス500万×10棟で5,000万円の補助金が交付されるという解釈でよろしいでしょうか。	要件を満たしていることを前提に、1ハウスあたり補助対象経費の2/3が交付額となり、その上限が500万円です。1ハウスあたりの補助対象経費が750万円以上と認められた場合に上限の500万円が交付され、10棟であれば5,000万円が交付されます。 例)1ハウスあたりの補助対象経費と交付額 750万円×2/3 = 500万円 600万円×2/3 = 400万円 450万円×2/3 = 300万円 900万円×2/3 = 600万円 ⇒上限500万円
2	エネルギーの完全自給に向け、大型の太陽光パネルや蓄電池（20kwh）、水循環装置などを導入すると、研究開発費等も含めて数千万円以上/1棟の費用が発生します。その場合も500万円が上限ですか。	数千万円以上の補助対象経費が発生した場合も、1ハウスあたりの上限は、500万円となります。なお、研究開発費は補助対象外となっておりますのでご注意ください。
3	導入設備について、申請時にはメーカーや品番が確定できません。申請書類に記載する経費を概算で算出してもいいですか。	導入必須設備ならびに導入任意設備そのものが補助対象となっておりますので、申請時には見積書等の根拠に基づき、メーカーや品番、価格等を記入してください。なお、事業を実施する際にメーカーや品番を変更する必要がある場合は、事前に財団にご相談いただくとともに、その理由を説明していただきます。なお交付額は、応募時の申請額以下となる点にご留意ください。
4	シャーシ（※）は補助対象外とのことですが、自立型可動式ハウス等と切り離せない状態で一体化されている場合でも対象外経費となりますか。また、シャーシ部分の費用を算出できない場合、対象外経費をどのようにすれば宜しいでしょうか。 ※キッチンシンク、バスルーム、トイレ等が標準装備の場合も同様	一体化されている場合もシャーシ部分は補助対象外となります。補助対象内外の費用を明確にした上で経費を算出してください。 見積もりを依頼する際に、補助対象と補助対象外を区別するように作成依頼してください。それが難しい場合は、按分等適切な方法を用いて算出し、考え方や根拠を示してください。補助対象外部分の費用を算出できない場合、コンテナ部分についても補助対象外となります。
5	断熱材を基準を満たすものを使った上で、断熱効果のある壁を内側に張った場合は補助対象になりますか。内装工事として補助対象外になりますか。	断熱効果のある壁材は、基準を満たす断熱材が使われていれば要件をクリアしていることから、過剰設備とも考えらえるので対象外となります。
6	床暖房（任意導入設備：空調設備）を入れた場合の床は空調設備として補助対象となりますか。	温水式床暖房は、床部分の材料を使用しなければ設備として成り立たないことから補助対象となります。



## C.補助対象経費に関すること

	質 問	回 答
7	建築物として設置する場合、建築確認申請が必須とありますが、これらに準じた形での設置で必要になる基礎台、建築申請費用は補助対象という認識でよろしいでしょうか。	基礎工事や、建築申請費用は、補助対象外となります。
8	工事費用について、補助対象と補助対象外の区分けが困難な場合は、経費はどのように区分けすればよいでしょうか。	補助対象内外の区分けが可能な数量(面積や金額等)で按分する等、適切な方法で行ってください。またその際は、区分けの考え方や根拠を示してください。
9	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できます。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者 ※補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規定様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに財団に報告して下さい。
10	自社による施工を考えています。労務費や間接工事費は補助対象になりますか。	補助対象経費として申請はできますが、その場合、完了報告時に以下の書類を提出していただくことになり、外部への発注工事と比べて相当多くなることをご承知おさください。 ・事業従事者の体制図 ・就業規則、給与規定 ・雇用契約書 ・人件費集計表 ・事業従事者の時間給額算出表 ・法定福利費の算出根拠 ・給与台帳、給与明細 ・業務日誌（該当作業に対する作業従事割合） ・出勤簿、タイムカード ・給与振込票（通帳該当部分） ・所定労働時間算出表 ・計上される金額の計算 等です。これらが揃わない、書類間での整合がとれない内容などがありますと補助対象となりませんのでご注意ください。

### C.補助対象経費に関すること

	質 問	回 答
11	補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めて良いでしょうか。	プレートの制作・貼付等の経費については補助対象外となります。
12	導入必須設備と導入任意設備の工事費は補助対象外でしょうか。	補助対象設備を設置するために最低限必要な工事は、補助対象となります。(公募要領P19-20 別表第1をご確認ください。)。したがって、LED照明を除く導入必須設備と導入任意設備の工事費は対象となります。計上する際は、別表第1の区分、費目、細分に沿って区分してください。なお、LED照明は補助対象設備ではありませんので、その工事に係る費用は補助対象外となりますのでご注意ください。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

Q & A集

令和3年5月13日  
公益財団法人北海道環境財団

D. 交付決定後の事業の実施に関すること

	質問	回答
1	補助事業期間はいつからいつまでになりますか。	補助事業期間は交付決定日から発注先等への支払いを完了した日までです。また令和4年2月28日までに支払いを完了する事業計画としてください。
2	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。	事業期間内に補助事業が完了しない場合、補助金は交付されません。ただし、遅延の理由が天災等補助事業者の責によらない場合はこの限りではありません。そのような場合は速やかに財団までご相談ください。必要な手続き等につきましては、交付規程（交付の条件）第8条第5号もご参照ください。
3	交付決定後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	交付決定通知に記載された交付額が補助金額の上限になり、交付額の増額は認められません。完了実績報告書の補助対象経費の精査により、さらに補助金額が減額となる場合がありますのでご承知おきください。
4	発注先決定に関し、原則見積合わせ、入札行為が必要なことは理解していますが、それが困難な場合は随意契約とできますか。	一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができます。この場合、予め財団に随意契約となる理由書を提出し、承認を得る必要があります。
5	契約先の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	可能です。ただし競争原理が働く形で選定し、その過程が分かる書類を提出してください。なお、発注（契約）は交付決定日以降に行う必要があります。
6	補助事業の発注（契約）はいつから行えますか。	交付決定日以降に行ってください。交付決定日前に発注（契約）を行った経費については補助対象とはなりません。
7	約束手形での支払いは可能ですか。	銀行振込としてください。約束手形による支払いでは、補助金は交付できません。
8	交付決定後、諸事情等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	交付決定後に補助事業の全部もしくは一部を中止し、または廃止しようとする場合は所定の「中止（廃止）承認申請書」（様式第6）を財団に提出して承認を受けなければなりません。
9	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も一括して発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一括して発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。

## D. 交付決定後の事業の実施に関すること

	質問	回答
10	自社調達する場合の、材料の調達方法、原価の証明方法に決まりはありますか。	自社からの材料購入（随意契約）の場合は、価格の妥当性を含めた理由書をご提出ください。また原価証明については、算出根拠が必要です。例えば貴社の損益計算書より売り上げ利益を算出、当該製品に適用させ利益排除計算をすることで認められる場合があります。
11	補助事業完了後の事業報告書において、報告が必要な「二酸化炭素排出削減効果」とは、具体的に何を報告するのでしょうか。	事業報告書では、CO2排出削減量の実績値を報告してください。実績値と申請時の計画値との乖離が大きい場合は、その理由も併せて報告してください。
12	補助事業完了後の事業報告書において、報告したCO2排出削減量の実績値が、申請時のCO2排出削減量（計画値）と乖離した場合はどうなりますか。	申請時のCO2排出削減量（計画値）と乖離している場合、原因等を具体的に示していただくことになります。その上で、大きく乖離している場合は補助金の返還を求めることもあります。
13	事業報告書でCO2排出削減量を報告するにあたり、補助対象設備ごとに消費電力量を把握する必要がありますか。またその場合、消費電力量は計測器等を設置する必要がありますか。	補助対象設備については、補助事業完了後の事業報告書において、設備ごとのCO2排出削減量を報告する必要があります。ただし新たに計測器を設置しなくてもCO2排出削減量の算出が可能であれば、設置は必須ではありません(計測器等は補助対象外となります)。
14	事業完了後、事業で導入した施設について、実情に合わせて用途や設置場所を変更することは可能ですか。	原則として変更は認められません。ただし、軽微な変更等内容によっては認められる場合があります。申請時と異なる形で使用しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。
15	圧縮記帳は適用できますか。	事務費以外には適用できます。圧縮記帳を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、ご不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください。
16	この補助金で整備したコンテナ等は、何年間の利用と保管が必要でしょうか。	補助事業により取得した財産にあたりますので、申請時からの変更には制限期間があります。制限期間はその財産の耐用年数になり、本事業では7年と設定しております。この期間内において利用方法や保管場所等が変更になる場合は事前に財団に申請し、承認を受けていただく必要があります。